

原 安 第 5 8 3 号
令和元年(2019年)12月24日

地球惑星科学研究会(気象予報士)
久保田 浩司 様

佐賀県知事 山口 祥義

公開質問状に対する回答について

2019年11月29日付けで提出のあった公開質問状については、別紙のとおり回答します。

2019年11月29日付け質問状への回答について

玄海・原子力発電所は、以下の資料の通り、法律等で定められた放射線・安全基準(放射線管理区域、5msv/y、4万bq/m²)を無視した状況で、再稼動中です。

11月19日付、公開質問状の回答(原安第520号)につき、質問します。

> (賠償規定について)

> 原子力災害による損害が発生した場合の賠償については、「原子力損害の賠償に関する法律」において、被災者の救済を図る基本的制度が定められている

上記の法律において、以下の場合の、年間・賠償金額を御回答下さい。

(計算基礎、～事故直前の時価評価額等)

- ・前年度年収、500万円
- ・自宅(土地、1000万円、家屋、1000万円、負債なし)
- ・自宅勤務地共に、放射線管理区域、5msv/y、4万bq/m²超の汚染
- ・家族構成3人(本人、配偶者、扶養者1名)

なお、計算過程も提示ください。

(答)

原子力災害による損害が発生した場合の賠償については、「原子力損害の賠償に関する法律」において、被災者の救済を図る基本的制度が定められています。

賠償金額については、事故との相当因果関係が認められるかどうかを個別に判断して算出されるものであり、基本的には、原子力事業者と被害者の間の合意により決定されるものと考えています。

そのため、県では、賠償金額を算出することはできません。